

現金による外国送金の受付終了について

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

近年、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するため、世界的に規制が強化されています。このような状況を踏まえ、当行では下記に該当する外国送金取引の受付を終了させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 受付を終了する外国送金取引

(1) 現金(円貨現金・外貨現金)を原資とする外国仕向送金

※ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に預金口座に入金した現金も含まれます。

(2) 当行に預金口座を保有されていないお客さまの外国仕向送金

2. 受付終了日

平成30年10月5日(金)

3. お客さまへのお願い

(1) 今後、外国送金の代り金、手数料のお支払いにつきましては、依頼人ご本人さまの口座からのお支払い(お振替)とさせていただきます。

(2) 預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合(他の金融機関から送金原資を振込した場合など)は、その正当性が分かる確認資料(売上金・給与等が入金されている他行預金通帳の写しなど)の提示をお願いいたします。

(3) 送金目的や受取人とのご関係など、お取引内容についてのご説明や、確認書類(契約書・注文書・インボイス・電子メールなど)のご提示をお願いいたします。

(4) 当行からの依頼にご協力いただけない場合や、確認させていただいたお取引内容によっては、送金をお断りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

お客さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点は高知銀行の窓口または下記までご照会ください。

こうぎん外為サポートデスク 088-871-1490

(受付時間：平日9：00～17：00)

以 上